

入札時における工事費内訳書の提出について

平成 30 年 4 月 2 日
総務部総務課契約係

平成 27 年 4 月 1 日改正の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）に伴い、事業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額を問わず、入札金額の内訳を記載した書類を提出することとなっています。

本市においては、これまで一般競争入札の場合は提出を求めていましたが、平成 30 年度からすべての建設工事を対象とすることとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

競争入札を行うすべての建設工事

2 工事費内訳書の記載事項

ア 入札者の住所、商号又は名称、代表者の職氏名

イ 工事名

ウ 工事費の内訳 ※内訳書の様式は任意とするが、直接工事費については工種ごと金額を記入すること。

3 工事費内訳書の提出方法

入札書提出と同時に、電子入札システムにより電子添付のうえ提出すること。

※工事費内訳書を添付しなければ、応札ができませんので留意すること。

4 再度の入札における工事費内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合は、再度の入札において内訳書の提出を求めない。

5 適用日

平成 30 年 5 月 1 日以降に指名通知を行う案件から適用